

平成26年度

「国費外国人留学生の優先配置を行う
特別プログラム」の公募について

Q & A

※ このQ&Aは、公募要領等の内容の詳細について各大学から寄せられた
問い合わせを中心に簡潔にまとめたものです。

※ 申請書等の作成・記入に関することは、作成・記入要領をご参照くださ
い。

平成26年11月

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課 留学生交流室

項 目

1. 基本的事項

- (1) <共通>「優先配置を行う」とはどのようなことか。
- (2) <共通>特別プログラムで受け入れる国費外国人留学生の授業料等の扱いはどうなるのか。

2. 申請方法

- (1) <共通>要件に掲げられている「私費外国人留学生等」の数値目標はどのような扱いか。
- (2) <大学院>申請件数の上限のうち、すべてを同一の申請分野で占めても構わないか。
- (3) <大学院>同一専攻が複数のプログラムを申請することは可能か。

3. 申請内容

- (1) <共通>日本人学生を定員化すべきか。
- (2) <共通>「優先配置期間（3年間）において採用人数が優先希望人数より下回った場合は、翌年度以降、優先配置希望人数から下回った人数を差し引くことに留意すること」とは、いかなる趣旨か。
- (3) <大学院>優先配置の人数はどのように決めればよいか。特に、博士前期課程（又は修士課程）＋博士後期課程の形態で、それぞれの優先配置人数は異なってよいか。
- (4) <大学院>複数の大学が連携するプログラムを申請するにあたり、申請時点では各大学へ優先配置枠への振り分けは決めずに優先配置枠の総数だけを申請し、採択された後に振り分けを行って良いか。
- (5) <大学院>連合大学院で申請を行う場合、構成大学全てが申請枠1枠を利用することとなるか。
- (6) <学部>公募要領で、秋入学のプログラムは10月からとされているが、学内のカリキュラム上、9月開始のプログラムは許容されるか。
- (7) <学部>G30に採択されたプログラムを今回の公募に申請することはできるか。
- (8) <学部>3年次編入生を対象としたプログラムを申請することはできるか。
- (9) <学部>プログラム開始前に予備教育期間を加えた形態のプログラムを申請してよいか。

4. 審査

- (1) <共通>最終的に採択結果に占める申請分野の割合は決まっているのか（例えば、申請分野それぞれが3分の1を占めるなど）。
- (2) <共通>公募要領、審査要項に、「『世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略』で整理されている、重点分野、重点地域を重視」とあるが、上記報告書で整理されている分野や国・地域を対象としないプログラムは採択されないのか。

5. 運用

- (1) <大学院>修士課程（若しくは博士前期課程）と博士後期課程からなる特別プログラムで受け入れた私費外国人留学生在が博士後期課程に進学する際に、博士後期課程の優先配置枠を活用して国費外国人留学生にすることは可能か。
- (2) <大学院>平成 26 年度に申請するプログラムが採択される場合に推薦を予定している留学生について、2015 年度（平成 27 年度）国費外国人留学生（研究留学生）の大学推薦の一般枠に併願することは可能か。
- (3) <大学院>修士課程（若しくは博士前期課程）から国費外国人留学生を受け入れるプログラムを申請したいが、これらの留学生を国費外国人留学生の身分で博士後期課程まで進学させたい場合、奨学金支給期間の延長申請は可能か。

1. 基本的事項

(1) <共通>「優先配置を行う」とはどのようなことか。

(答) 大学が実施するプログラムで本施策が採択したものが、採択された後の3年間（平成25年度以前採択プログラムは5年間）にわたって受け入れる外国人留学生に対し、文部科学省が一定の人数分の奨学金、渡日旅費を確実に負担するものです（受け入れた学生に関しては、当該学生が標準修了年限まで負担します）。大学としては、奨学金等の給付が確実に見込まれることとなり、優秀な外国人留学生を優先配置期間にわたって計画的に獲得できるようになるメリットがあります。

文部科学省として、本事業を契機として、より多くの大学に外国人留学生受入れのノウハウを蓄積してもらい、大学の国際化を広く支援することを狙いとしています。

(2) <共通>特別プログラムで受け入れる国費外国人留学生の授業料等の扱いはどうなるのか。

(答) 「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」は、国費外国人留学生制度における大学推薦方式の一形態です。大学推薦方式は、大使館推薦方式と異なり、「大学の国際的環境の醸成及び国際競争力の強化」という大学自身のイニシアティブが認められるため、大学推薦方式の一部をなす特別プログラムで受け入れる国費外国人留学生の授業料等は、大学が負担する（留学生から徴収してはならない）こととなります。

2. 申請方法

(1) <共通>要件に掲げられている「私費外国人留学生等」の数値目標はどのような扱い

か。

(答) 本事業は、大学が優秀な外国人留学生を獲得する仕組みを構築するに至るのを支援すること、すなわち大学のプログラムが自立化することを目指しています。そのために、優先配置枠（国費）だけに依存しない大学としてのプログラムの在り方が求められ、私費外国人留学生等の獲得目標（事業計画最終年度＝3年後までに実現することを目指す）を設定しました。最終年度までの数値目標は、評価等における定量的な指標の一つとして用いることを意図しています。

したがって、上記のような趣旨から、本要件に記した「私費外国人留学生等」は、「大学推薦方式の優先配置枠を活用せずに獲得を目指す外国人留学生」を意味しますので、その算定に当たっては、外国政府、民間団体等から奨学金を支給されている外国人留学生なども含めて構いません。

(2) <大学院>申請件数の上限のうち、すべてを同一の申請分野で占めても構わないか。

(答) 構いません。例えば、申請するプログラムすべてが人文学及び社会科学系のプログラムで占められていても申請可能です。

(3) <大学院>同一専攻が複数のプログラムを申請することは可能か。

(答) 単科大学など大学によっては一つの専攻の規模が大きな場合もあり、同一専攻が複数のプログラムを申請することも排除しませんが、同一専攻が複数のプログラムを実施する場合、審査において、当然、それらの相互の相違や、複数のプログラムを実施

する実行可能性の有無なども審査されることとなりますので留意して下さい。

3. 申請内容

(1) <共通>日本人学生を定員化すべきか。

(答) 国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラムは、外国人留学生との交流による日本人学生の国際化も狙いとす一方、プログラムとしてのハードルを高くすれば逆に日本人学生を遠ざけかねないこと、外国人留学生と日本人学生の入学時期の相違等が想定されることを勘案し、「形式ではなく、実質的に日本人学生との共同学習・研究が実現できるかどうか」という実質面から判断する要件設定としています。

(2) <共通>「優先配置期間（3年間）において採用人数が優先希望人数より下回った場合は、翌年度以降、優先配置希望人数から下回った人数を差し引くことに留意すること」とは、いかなる趣旨か。

(答) 毎年度、採用人数の実績を勘案し、優先配置希望人数から差し引くことを検討しています。

昨年度までは、優先配置期間が5年間だったため、プログラム採択後、3年目で中間評価を行い、人数減を検討するとしていました。

今年度からの募集においては、優先配置期間が3年となり、早期にプログラムの実効性を判断する必要から、2年目で調査を行い、優先配置人数を減少させることを検討しています。

(3) <大学院>優先配置の人数はどのように決めればよいか。特に、博士前期課程+博士後期課程の形態で、それぞれの優先配置人数は異なってよいか。

(答) プログラムの規模、実施体制、計画等に応じた申請をしてください。

博士前期課程+博士後期課程の場合、例えば、優先配置枠を活用して博士前期課程に受け入れる国費外国人留学生全員について、博士後期課程までの修了を見据える場合には、博士後期課程の枠は、少なくとも修士課程と同数の枠を申請することとなります。ただし、博士後期課程へ進学する場合は、奨学金支給期間の延長手続きが必要であり、学業成績等により進学できない場合があることを国費外国人留学生に周知徹底してください。

また、博士前期課程の段階で一定の選別を行う等を予定する場合は、博士後期課程の枠数が修士課程の枠数を下回ることもあります。

いずれにせよ、プログラムに受け入れられる外国人留学生に対し、入学後の道行きに関する十分な説明を行って下さい。

(4) <大学院>複数の大学が連携するプログラムを申請するにあたり、申請時点では各大学へ優先配置枠への振り分けは決めずに優先配置枠の総数だけを申請し、採択された後に振り分けを行って良いか。

(答) 各大学ごとにどれだけの国費外国人留学生を受け入れるかは、審査において、プログラムの実効性や効果を判断する上で重要な情報となります。したがって、優先配置枠

の振り分けは、採択された後ではなく、関係大学間で調整の上申請する段階で振り分けまで明記して申請する必要があります（A大学に○名、B大学に●名というように）。

(5) <大学院>連合大学院で申請を行う場合、構成大学全てが申請枠1枠を利用することとなるか。

(答) 上記のとおりです。

(6) <学部>公募要領では、秋入学は10月からとされているが、学内のカリキュラム上、9月開始のプログラムは許容されるか。

(答) 可能です。秋期開始プログラムであれば結構です。

(7) <学部>G30に採択されたプログラムを今回の公募に申請することはできるか。

(答) 可能です。

(8) <学部>3年次編入生を対象としたプログラムを申請することは可能か。

(答) できません。従前より、「国費外国人の優先配置を行う特別プログラム」においては、大学院正規課程の標準修了年限（修士課程等は2年、博士課程は医歯薬系を除き3年）を通じての教育を行う枠組みを想定しておりました。

今年度より学部でも公募を開始しますが、基本的な考え方は、大学院のものと同様です。

(9) <学部>プログラム開始前に予備教育期間を加えた形態のプログラムを申請してよいか。

(答) 渡日前入学許可を行うプログラムで、正規課程進学前に予備教育を行う必要があり、予備教育がプログラムの一環として位置づけられているものは、申請可能です。ただし、渡日旅費及び予備教育期間における奨学金は支給しません。

4. 審査

(1) <共通>最終的に採択結果に占める申請分野の割合は決まっているのか（例えば、申請分野それぞれが3分の1を占めるなど）。

(答) 決まっていません。

(2) <共通>公募要領、審査要項に、『世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略』で整理されている、重点分野、重点地域を重視するとあるが、上記報告書で整理されている分野や国・地域を対象としないプログラムは採択されないのか。

(答) 上記報告書で整理されている分野や国・地域を対象としないプログラムを排除するわけではありません。

5. 運用

(1) <大学院>修士課程（若しくは博士前期課程）と博士後期課程からなる特別プログラムで受け入れた私費外国人留学生が博士後期課程に進学する際に、博士後期課程の優先

配置枠を活用して国費外国人留学生になることは可能か。

(答)「国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム」は、国費外国人留学生制度における大学推薦方式の一形態であり、海外に在住し、新たに渡日する外国人留学生を採用の対象としています。既にプログラムに所属している私費外国人留学生が国費外国人留学生となるためには、国費外国人留学生制度における「国内採用」への申請が必要になります。

(2) <大学院>平成 26 年度に申請するプログラムが採択される場合に推薦を予定している留学生について、2015 年度（平成 27 年度）国費外国人留学生（研究留学生）の大学推薦の一般枠にも申請（併願）することは可能か。

(答)申請（併願）は控えていただくようお願いします。

(3) <大学院>修士課程（若しくは博士前期課程）から国費外国人留学生を受け入れるプログラムを申請したいが、これらの留学生を国費外国人留学生の身分で博士後期課程まで進学させたい場合、奨学金支給期間の延長申請は可能か。

(答)国費外国人留学生制度には、博士後期課程へ奨学金支給期間の延長を申請できる手続きも設けられておりますが、特別プログラムで受け入れた国費外国人留学生については、博士後期課程に認められた優先配置枠の枠内で延長を申請できる仕組みとなっております。したがって、受け入れた国費外国人留学生を博士後期課程まで進学させる予定がある場合は、あらかじめ、修士課程（若しくは博士前期課程）と博士後期課程とを組み合わせ合わせたプログラムを練り上げて申請してください。